

公益財団法人 愛知県林業振興基金業務方法書

第1章 総 則

(通 則)

第1条 公益財団法人愛知県林業振興基金（以下「基金」という。）の定款第4条に定める事業の実施は、この業務方法書によるものとする。

(事業運営の基本方針)

第2条 基金は、行政機関及び関係者との緊密な連携の下に、その事業を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(基金の事業)

第3条 基金は、自ら行う事業（以下「自主事業」という。）並びに市町村長及び認定事業主等が行う事業に対して助成する事業（以下「助成事業」という。）を実施するものとする。事業対象者は、ホームページ等で公募するものとする。

第2章 自 主 事 業

(自主事業)

第4条 自主事業は、別表1のとおりとする。

- 2 自主事業における緑の雇用及び森林環境譲与税活用事業の実施にかかる申請書等の様式は理事長が別に定める。

第3章 助 成 事 業

(助成事業)

第5条 助成事業は、別表2のとおりとする。

- 2 基金は、市町村長及び認定事業主等が助成事業を行うために要する経費に対し、この業務方法書の定めるところにより、助成金を交付するものとする。
- 3 前項の助成金の交付の基準等は、理事長が別に定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 森林環境譲与税活用事業を除く助成金の交付を受けようとする者は、理事長が定める日までに助成金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 森林環境譲与税活用事業の助成金にかかる申請書等の様式は別に理事長が定める。

(助成金の交付の決定)

第7条 理事長は、助成金交付申請書の内容を確認し別に定める運営委員会に諮り、基金助成基準に基づき助成先及び助成額等を決定するものとする。

2 前項において、理事長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 理事長は、前条により助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 助成金の交付の決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該通知にかかる助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付の決定があった日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(経費及び事業内容の変更承認等)

第10条 助成事業者は、当該通知にかかる事業について変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を理事長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、別表2の承認を要する変更欄にかかる変更以外の変更で、助成目的の達成に支障がなく、また助成金の変更をきたさない細部の変更についてはこの限りではない。

2 理事長は、前項の変更承認をする場合、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付することができる。第8条の規定は、前項の承認の場合について準用する。

(事業遅延等の報告)

第11条 助成事業者は、やむを得ない事情により、助成事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び助成事業の遂行状況を記載した書類を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事情の変更による決定の取消し等)

第12条 理事長は、助成金の交付の決定をした後において、事情の変更により必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長が前項の規定により助成金の交付の決定を取消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天変地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は、一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業者が助成事業を遂行することができない場合（助成事業者の責に帰すべき事情による場合は除く。）

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第3）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第14条 助成金は、助成事業の完了後請求書（様式第4号）により交付する。ただし、理事長が必要と認めたときは、その全部又は一部を概算払い又は前払いにより交付することができる。

(是正のための措置)

第15条 理事長は、助成事業の実績報告を受けた場合において、当該助成事業の成果が助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し必要な措置を命じることができる。

(検査等)

第16条 理事長は、助成事業の適正な実施を図るため、助成事業者に対し、検査を行う。理事長は、必要に応じ、助成事業者に対し報告を求め又は必要な指示をすることができる。

(書類等の整備)

第17条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備するとともに、助成事業完了後5年間保管しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 理事長は、助成事業者が、助成金を他の用途に使用したとき、又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく理事長の処分に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 第8条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成金の返還)

第19条 理事長は、助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金及び遅延利息)

第20条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で算出した加算金を納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命じられ、これを定めた日（以下「納期日」という。）までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年10.95パーセントの割合で算出した遅延利息を納付しなければならない。

3 理事長は、第1項及び第2項の場合において止むを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(補 則)

第21条 この業務方法書に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行

附 則

この規程の改定は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この規程の改定は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この規程の改定は、平成30年2月1日から施行する

附 則

この規程の改定は、令和元年6月1日から施行する

附 則

この規程の改定は、令和2年4月1日から施行する

附 則

この規程の改定は、令和2年11月20日から施行する

附 則

この規程の改定は、令和3年5月10日から施行する

附 則

この規程の改定は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この規程の改定は、令和5年4月3日から施行する

附 則

この規程の改定は、令和6年4月1日から施行する

附 則

この規程の改定は、令和7年4月1日から施行する